

○岡山県自然保護条例（抄）

（ 昭和四十六年十二月二十一日 ）
岡山県条例第六十三号

第一章 総則

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動による自然の破壊の防止に努め、植生の回復、緑地の造成その他自然の保護に必要な措置を講ずるとともに、県又は市町村が実施する自然の保護に関する施策に協力する責務を有する。

第七章 自然保護協定

第三十四条 宅地の造成その他自然の保護に影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める行為をしようとする事業者は、知事が自然の保護及び回復に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもつてこれに応じ、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

○岡山県自然保護条例施行規則（抄）

（ 昭和四十八年十月一日 ）
岡山県規則第六十七号

（自然保護協定）

第三十三条 条例第三十四条の規則で定める行為は、面積が十ヘクタール以上の開発事業で、次に掲げるもの（都市計画法第七条の市街化区域内の開発事業を除く。）とする。

- 一 住宅団地造成事業
- 二 別荘団地造成事業
- 三 工場敷地造成事業（別途企業誘致協定又は公害防止協定により自然保護及び緑化が十分果たせるもの（主に山林の少ない平地部における造成事業）並びに都市計画法第八条第一項第一号の工業地域又は工業専用地域内の造成事業を除く。）

四 ゴルフ場造成事業

五 レジャー団地造成事業

六 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めた事業

2 前項に規定する事業を次に掲げる者が行う場合にあつては、条例第三十四条に規定する協定を締結することを要しない。

- 一 国又は公共団体
- 二 第二十七条各号に規定する団体

※下線部分は、平成25年10月29日付け岡山県公報で追加された。